

審 査 基 準

令和4年1月4日作成

法 令 名	: 道路交通法
根 拠 条 項	: 第56条第1項
処 分 の 概 要	: 設備外積載の許可
原権者(委任先)	: 警察署長(高速道路交通警察隊長)
法 令 の 定 め:	○ 道路交通法 第58条(制限外許可証の交付等) ○ 道路交通法施行令 第24条(制限外許可の条件) ○ 道路交通法施行規則 第8条(制限外許可証の様式等)
審 査 基 準:	許可の申請を受理した警察署長(高速道路交通警察隊長)は、当該申請に係る許可対象行為が積載場所の指定により、次の1、2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。 1 車両の構造に関する基準 当該設備外積載を許可する場合において、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。 (1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。 (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。 2 道路又は交通の状況に関する基準 出発地から目的地までの道路に著しく幅員の狭い部分がある場合や交通の頻繁な場所がある場合において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。
標 準 処 理 期 間:	3日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先:	出発地を管轄する警察署の交通課、高速道路交通警察隊交通規制係及び当庁管内の運行で一定の基準に適合する場合は交番、駐在所
問 合 せ 先:	同上
備 考:	